

平成29年4月19日	融合理工学系会議承認
平成30年4月25日	融合理工学系会議改定
令和4年5月25日	融合理工学系会議改定
令和5年3月15日	融合理工学系会議改定

融合理工学系における転系に関する規則

第1条 目的

本規則は、融合理工学系（以下、「本系」という。）における学生の転系について、東京工業大学学修規程第17条および東京工業大学系所属実施要項第4条に規定される転系を円滑におこなうための方法を定めるものである。

第2条 出身類再所属による転系

本系所属学生が他系への転系を希望し、東京工業大学学修規程第17条および東京工業大学系所属実施要項第4条第2項および第3項に規定される、系所属するまでの間に所属した類（以下、「出身類」という。）に再所属して転系しようとする場合については、系主任が面談のうえ当該学生の志望を確認し、原則としてその志望を尊重して転系希望願を環境・社会理工学院長に提出することを認める。

2. 出身類に戻って転系を試みた結果、所属を希望する系に所属できない場合には本系に復帰することを認める。

第3条 審査による転系の基本原則

東京工業大学学修規程第17条および東京工業大学系所属実施要項第4条第4項に規定される転系（以下、「審査による転系」という）を行う場合には、当該学生は現所属系および転入を希望する系のそれぞれにおける修学の適性を自ら判断するとともに、現所属系ならびに転入を希望する系の同意を得ることを原則とする。

第4条 審査による転系（転出の場合）

本系所属学生が他系へ審査による転系希望願を提出する場合、本系が開講する必修の200番台専門科目から融合理工学基礎、システムデザインプロジェクトを修得し、かつ入学時から2年次前学期までのGPAが3.0以上であることを要件とする。

2. 前項の要件を満たした場合は、系主任が面談のうえ当該学生の志望を確認し、その志望を尊重して、転入を希望する系の系主任に対してその志望の説明を行うとともに、転系希望願を環境・社会理工学院長に提出することを認める。
3. 転系希望願が環境・社会理工学院で承認された場合、転系の最終的な決定には本系に少なく

とも4クォーター以上所属し、本系が開講する必修の200番台専門科目から融合デザインプロジェクト、システムデザイン&アセスメントを含む24単位以上を修得し、かつ入学時から転系を希望する直前の学期までのGPAが3.0以上であることを要件とする。原則としてこの要件が満たされなければ、系主任は転系を許可しない。

4. 審査による転系を試みた結果、転入を希望する系に所属できない場合に本系に復帰することを認める。

第5条 審査による転系（転入の場合）

他系所属学生が本系へ審査による転系（転入）を希望する場合、あらかじめ当該学生の志望を確認して本系での修学の適性を判断するために系主任が面談を行う。

2. 前項の要件を満たし、かつ現所属系の系主任により転系希望願を提出することの同意を得た場合は、系主任が再度面談のうえ当該学生の志望を確認し、授業設備などに基づく受け入れ可能数を勘案して受け入れの可否に関する意見を現所属系の系主任ならびに現所属系の学院長に提出する。

附則

1. この内規は平成29年4月19日から施行する。
2. この内規は平成30年4月25日から施行する。
3. この内規は令和4年5月25日から施行する。
4. この内規は令和5年3月15日から施行する。